

NPO法施行事務の 市町への権限移譲について

県では、協議の整った市町村へ順次NPO法施行事務を移譲しています。

移譲された下記の市町村にのみ事務所を置く法人は、市役所(役場)に各種申請等をしてください。

※ただし、認定に関する手続については、権限移譲にかかわらず県が窓口となります。



移譲先市町とその窓口

・岐阜市役所	市民活動交流センター	058-264-0011(直通)
・大垣市役所	市民活動推進課	0584-47-7184(直通)
・高山市役所	協働推進課	0577-35-3412(直通)
・多治見市役所	くらし人権課	0572-22-1134(直通)
・関市役所	市民協働課	0575-22-6806(直通)
・恵那市役所	地域振興課	0573-26-2111(代表)
・土岐市役所	市民活動課	0572-54-1111(内線356)
・笠松町役場	企画DX課	058-388-1113(直通)
・養老町役場	企画財政課	0584-32-1102(直通)
・揖斐川町役場	政策広報課	0585-22-2111(代表)
・大野町役場	総合政策課	0585-34-1111(内線322)
・池田町役場	企画課	0585-45-3111(代表)
・坂祝町役場	企画課	0574-26-7111(代表)
・白川町役場	振興課	0574-72-1311(内線232)

上記市町以外に事務所を置く場合や、複数の市町村に事務所を置く場合の県の窓口

(この件に関する問い合わせ先)

県民生活課 NPO・宗教法人係

TEL 058-272-8203(直通)

FAX 058-278-2889

申請する窓口の考え方

市役所(役場)に申請
する場合



岐阜市

**(例) 事務所を岐阜
市内にのみ設置**

※大垣市、高山市、多治見市、関市、恵那市、土岐市、笠松町、養老町、揖斐川町、池田町、大野町、坂祝町、白川町でも同様



県庁に申請する場合

複数の市町村に事務
所を設置



岐阜市



大垣市

**(例) 主たる事務所を岐
阜市内に、従たる事務
所を大垣市内に設置**

左記以外の市町村に
事務所を設置



美濃市

**(例) 事務所を
美濃市内にのみ設置**